明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第二十一条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める保険金額を定める件（内閣府・総務・文部科学一）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務九八）　三
○平成二十五年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（財務一一〇）　五
○社会通信教育基準の一部を改正する件（文部科学七〇）　六
○医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件の一部を改正する件（厚生労働一三六）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産八一四）　六
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件（同八一五）　六
○森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件の一部を改正する件（同八一六）　六
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業九二）　七
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同九三）　七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校の認定を行った件（同九四）　七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称及び住所の変更届出があった件（同九五）　七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（同九六）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通三六三）　七
○窒素酸化物の放出量確認を行う船舶設置原動機の用途を定める告示を改正する件（同三六四）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の十の規定に基づき登録確認機関の氏名又は名称を変更する件（海上保安庁七七）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局九〇）　八
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局一〇〇）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣法制局　公害等調整委員会　運輸安全委員会　環境省　九

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項　一二
国土交通省防災業務計画の改正要旨の公表について（国土交通省）　一二
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一二
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔人事異動〕

〔公　告〕

諸事項　一三
官庁
押収物還付、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三
会社その他